官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔その他告示〕
○天皇皇后両陛下はオランダ及びベルギーを御訪問になる件（宮内庁六）　一
○保安林の指定をする件（農林水産六七七～六八〇）　二
○保安林の指定を解除する件（同六八一）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（同六八二～六九七）　六
○船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則第二条第二項第三号の水域を指定する件（国土交通六一一）　七
○砂防法第二条の土地を指定する件（同六一二）　七
○砂防法第二条の土地の指定を解除する件（同六一三、六一四）　七
○直轄地すべり防止工事を施行する件（同六一五）　七
○海上における射撃訓練を実施する件（防衛一二七）　七
○道路に関する件（関東地方整備局一七四）　七
〔国会事項〕
〔人事異動〕
内閣　最高裁判所　福岡県　沖縄県
大阪市
〔官庁報告〕
官庁事項
国営阿賀野川左岸土地改良事業（農業用用排水）計画の公告（農林水産省）　八
普天間飛行場の一部土地に関する裁決の申請に関する公告（防衛省）　八
関東地方整備局公示（関東地方整備局）
法務
公証人任免（法務省）　八
国土調査の実施に関する公示（国土地理院）　八
〔公告〕
諸事項
官庁
財団、有権者申出方、裁定表記載、鬼怒川南部土地改良区連合の定款変更の認可、金融サービス仲介業者保証金取戻し関係　九
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　九
会社その他　九

その他告示

○宮内庁告示第六号

天皇皇后両陛下は、六月十三日東京御発、オランダ及びベルギーを御訪問になり、同月二十六日御帰国になる。

令和八年五月十三日　宮内庁長官　黒田武一郎

○農林水産省告示第六百七十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年五月十三日　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡邑南町下田所九八四、九八七の一、九八七の三、一五三九の一、一五三九の二、一五三九の五から一五三九の一〇まで、一五三九の一二、一五三九の一四から一五三九の一七まで、一五三九の二〇、一五四〇の一、一五四〇の二、一五四〇の五から一五四〇の一一まで、一五四〇の一四から一五四〇の一七まで、一五四〇の一九、一五四〇の二一、一五四〇の二三から一五四〇の二七まで、一五四一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び邑南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年五月十三日　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡美郷町上野一〇八一の一、一〇八五の一、一〇八五の七

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

令和八年五月十三日　農林水産大臣　鈴木　憲和

一　保安林の所在場所　島根県邑智郡美郷町村之郷一二四五の二

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。）